



赤十字でつなぐ、  
わたしの思い。



遺贈・相続財産寄付のご案内



# 「遺贈」遺言による寄付

## 遺贈について

遺言により、自分の築いた財産を人々に分けることを「遺贈」といいます。この遺言による相続は、民法が定めている法定相続の規定よりも優先され、遺言書の内容により、遺産の受取人やその内容を指定することができます。この方法により、財産の一部の受取人として日本赤十字社を指定することができます。一般的に、遺言は残された方々の遺産分割のもめごとを防ぎ、相続に関する複雑な手続きを円滑に進めることができます。また、必要に応じて、内容を書き換えることも可能です。日本赤十字社への遺贈によるご寄付については、次にご案内する点にご留意いただきご検討ください。

## 遺言書について

遺言をするには民法で定められた一定の方式で遺言書を作成することが必要です。一般的には次の三つの遺言が利用されていますが、**財産の寄付をご検討される場合は、「公正証書遺言」による方式をお勧めしています。**

他の遺言書では、相続開始後、開封前に家庭裁判所による検認が必要となりますが、公正証書遺言では検認は不要となります。また、遺言書の作成については、弁護士、司法書士または税理士等の専門家にご相談されることもあわせてお勧めします。

※検認 家庭裁判所が遺言書の存在及び内容を確認するために調査する手続き

### 公正証書遺言

証人2人以上の立会いを得て、遺言者の口述内容を公証役場等で公証人に公正証書として作成してもらい、関係者が署名捺印します。遺言者には正本と謄本が交付され、原本は公証役場に保管されますので遺言書の破棄や偽造等の心配がありません。

### 自筆証書遺言

遺言者が遺言内容の全文、作成日付、氏名を自筆で書き、捺印したものです。形式の不備による無効や保管中の破棄、偽造等のおそれがあります。

### 秘密証書遺言

遺言者が遺言書を作成して署名捺印し、これを封筒に入れて証書と同じ印章で封印し、証人2人以上の立会いのもとで、公証人に自分の遺言書であることを証明してもらうものです。

# 遺贈の流れ

ご生前

## 1 遺言内容の決定 遺言執行者の決定

遺言の内容と遺贈先となる受遺者をお決めください。また、遺言者のかわりに遺言書の内容を実行する遺言執行者をお決めください。

## 2 遺言書の作成

「専門家」にご相談の上、法的に有効な遺言書をご作成ください。

## 3 遺言執行者へ ご逝去の連絡

ご家族やご友人、死後事務委任契約者などの通知人から、遺言執行者にご逝去の連絡が届きます。

## 4 遺言書の開示

遺言執行者から日本赤十字社沖縄県支部に連絡が届き、遺言の内容を日本赤十字社沖縄県支部が確認させていただきます。

## 5 遺言執行と 財産の引渡し

遺言執行者が遺言書に基づき手続きを行い、指定の財産を日本赤十字社沖縄県支部に寄付します。

## 6 受領証の発行

日本赤十字社沖縄県支部から遺言執行者あてに受領証を発行します。お寄せいただいた財産は国内外の人道支援活動のため大切に使わせていただきます。

※日本赤十字社に遺贈した財産は、相続税の課税対象なりません。

遺贈・相続寄付ご相談窓口



日本赤十字社 沖縄県支部  
Japanese Red Cross Society

TEL . 098-835-1177

総務課 振興係

平日 9:00 ~ 17:00 (土日祝日除く)

〒902-0076 那覇市与儀 1-3-1 5階

## 遺言書について

「公正証書遺言」とは、証人2名以上の立会いを得て、遺言者の口述内容を公証役場などで公証人に公正証書として作成してもらい、関係者が署名押印します。遺言者には正本と謄本が交付され、原本は公証役場に保管されますので遺言書の破棄や偽造などの心配がありません。

遺言を残すには民法で定められた一定の方式で遺言書を作成することが必要です。「公正証書遺言」、「自筆証書遺言」などがありますが、遺贈の場合は「公正証書遺言」による方式をお勧めします。遺言書の作成については、専門家にご相談されることもあわせてお勧めします。

## 【公正証書遺言の作成例】

「遺言執行者」は専門家への  
ご相談をお勧めします

「受遺者」を「日本赤十字社沖縄県支部」と  
ご記載ください

※沖縄県支部に指定いただくと、県内の  
赤十字活動に活用させていただきます。

	<p>〇〇〇年 第〇〇〇号</p> <p><b>遺言公正証書</b></p> <p>第一条 遺言者は、遺言者が所有する次の財産について、遺言執行者において全てを換価し、換価金の中から諸経費、相続債務、譲渡所得税・住民税等を支払い、遺言執行の費用及び報酬を控除した残金の中から、先記の通り遺贈する。</p> <p><b>記</b></p> <p>(遺贈する財産の表示)</p> <p>1. 株式会社〇〇〇銀行〇〇支店に預託中の預金 2. 不動産〇〇〇〇</p> <p>(受遺者の表示)</p> <p>受遺者</p> <p>主たる事務所 沖縄県那覇市与儀1丁目3番1号 5階 右代表者 支部長 〇〇 〇〇 なお、遺贈の用途は沖縄県支部の事業とする。</p> <p>第二条 遺言者は左記の者をこの遺言執行者に指定する。</p> <p>(記)</p> <p>(遺言執行者の表示)</p> <p>〇〇 〇〇〇</p> <p>(中略)</p> <p>遺言者及び証人に読み聞かせたところ、各自その筆記の正確なことを承認し次に署名押印する。</p> <p>〇〇法務局所属</p> <p>公証人 〇〇〇〇〇印</p> <p>遺言者 〇〇〇〇〇印 証人 〇〇〇〇〇印 証人 〇〇〇〇〇印</p>
--	---

遺言者、証人、公証人が  
それぞれ署名押印します

# 遺言書作成時の留意事項

1

## 受遺者について

受遺者を「日本赤十字社沖縄県支部」とご指定ください。

地域に根差した活動を展開する沖縄県支部を遺贈先とすることで、「ゆかりの地に恩返しをしたい」「大切な故郷を支えたい」といった思いを叶えることができます。

2

## 遺贈する財産の換価・換金（現金化）について

遺言書には、遺言者の有する不動産や有価証券などの財産を遺言執行者が換価・換金し、諸費用・税金などを控除したうえで、日本赤十字社沖縄県支部に遺贈する旨をご記載ください。

遺言執行者にて換価・換金が難しい場合は、事前にご相談ください。

3

## 遺言執行者について

信頼できる方を指定することはもちろんですが、遺言内容を確実に実行するためには、財産の引渡しや登記など複雑な手続きが必要になりますので、法律に詳しい専門家に依頼することをお勧めしております。

なお、遺言執行の専門家ではないため、日本赤十字社を遺言執行者に指定することはご遠慮願います。

4

## 遺留分について

「遺留分」とは配偶者、子、親などの相続人に、最低限度保障された相続財産の受け取り分のことです。遺贈をご検討の際には、遺留分権利者に予めご了承いただくな、遺留分相当の財産を与えるなど、遺留分についてご配慮いただくことをお願いしています。

### 【参考】遺留分権利者と遺留分について

※兄弟姉妹甥姪には遺留分はありません。

相続人が配偶者のみ



相続人が子（または孫）のみ



相続人が配偶者及び子



## 「故人」の遺産を寄付する（相続財産寄付）

### ご寄付いただいた財産は非課税となる 税制上の優遇措置があります

ご遺族の方が相続された財産を相続税の申告期限内（相続開始があったことを知った日の翌日から 10 ル月以内）に日本赤十字社に寄付した場合、ご寄付いただいた財産には相続税がかかりません。（税制上の優遇措置が適用されます。）

適用には相続税の申告期限内に日本赤十字社沖縄県支部が送付する「相続財産の寄付に関する証明書」を添付する必要があります。

措置の名称等	関係根拠条文	適用期間	措置の内容等
相続税の非課税	租税特別措置法 第 70 条	通年	相続により取得した財産の全部又は一部を寄付した場合、寄付した相続財産の価値は、相続人の納めるべき相続税の課税価格に参入されない。

故人の財産を日本赤十字社を通じて、広く社会に還元していただくことが可能となります。

### 相続財産からのご寄付の流れ

1

日本赤十字社沖縄県支部にご寄付いただく際に「相続財産からのご寄付」であることをご連絡（TEL:098-835-1177）



2

相続財産から日本赤十字社沖縄県支部にご寄付



3

日本赤十字社沖縄県支部から受領証及び相続財産の寄付に関する証明書を送付

# 「遺贈・相続財産寄付」のご検討は、 専門家へのご相談が安心です。

## 公証人

公証人は、裁判官、検察官、法務局長、弁護士などを永年つとめた人の中から法務大臣が選任する国の公の機関であり、公証人が作成する公正証書遺言は、もっとも信頼できるものです。

### 【那覇公証センター】

〒902-0067 沖縄県那覇市安里  
176-4  
TEL : 098-862-3161

### 【沖縄公証人役場】

〒904-2153 沖縄県沖縄市美里  
1丁目2-3  
TEL : 098-938-9380

## 弁護士・司法書士

遺言書の作成から遺産の分割などの相続全般に関する相談をすることができます。弁護士・司法書士には、職業上、思わぬ争いの予防や解決に関する専門知識が豊富であり、良き相談者となることが期待できます。

各地方の弁護士会や司法書士会に相談して、弁護士・司法書士の紹介を受けることもできるほか、行政が行う無料の法律相談を利用して必要な情報を得ることも可能です。

### 【沖縄弁護士会】

〒900-0014 沖縄県那覇市松尾  
2-2-26-6  
TEL : 098-865-3737

### 【沖縄司法書士会】

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち  
4-16-33  
TEL : 098-867-3526

## 税理士

税理士は財産の評価から申告書の作成、相続にかかる税金についての専門知識を持っています。各地方の税理士会で税理士を紹介してもらうこともできます。

### 【沖縄税理士会】

〒901-0152 沖縄県那覇市小禄 1831-1 沖縄産業支援センター 7階  
TEL : 098-859-6225